(3)　前号ハ(2)(ii)(イ)に掲げる制度であつて、通常の労働者と共通のものを整備する等の措置を講じ、かつ、一の事業所につき、同号ハ(2)(ii)(イ)に掲げる健康診断を受けた有期契約労働者等が四人以上生じた事業主　一の事業所につき三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）

(4)　前号ハ(2)(ii)(ロ)に掲げる制度であつて、通常の労働者と共通のものを整備する措置を講じ、かつ、当該制度に基づき、有期契約労働者等に対して賃金を支払つた事業主　一の事業所につき四十五万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）

(5)　前号ハ(2)(iii)の措置を講じた事業主　対象者一人につき七万五千円（中小企業事業主にあつては、十万円）（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が十人を超える場合は、当該事業所につき十人までの支給に限る。）

2　前項第一号ハ(1)の措置により転換し、若しくは雇い入れられた者が母子家庭の母等若しくは父子家庭の父に該当する場合又は青少年雇用促進法第十五条の認定を受けた事業主が転換し、若しくは雇い入れた者が三十五歳未満の者に該当する場合における同項第二号イの規定の適用については、同号イ(1)中「対象者一人につき四十五万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）」とあるのは「母子家庭の母等若しくは父子家庭の父である労働者又は青少年雇用促進法第十五条の認定を受けた事業主が転換し、若しくは雇い入れた三十五歳未満の者（以下このイにおいて「母子家庭の母等である労働者等」という。）一人につき五十五万円、その他の労働者一人につき四十五万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である労働者等一人につき七十万円、その他の労働者一人につき六十万円）」と、同号イ(2)中「対象者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、三十万円）」とあるのは「母子家庭の母等である労働者等一人につき二十七万五千円、その他の労働者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、九十万円）」とあるのは「母子家庭の母等である労働者等一人につき八十五万円、その他の労働者一人につき七十五万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である労働者等一人につき百万円、その他の労働者一人につき九十万円）」と、同号イ(4)中「対象者一人につき五十二万五千円（中小企業事業主にあつては、六十万円）」とあるのは「母子家庭の母等である労働者等一人につき五十七万五千円、その他の労働者一人につき五十二万五千円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である労働者等一人につき六十五万円、その他の労働者一人につき六十万円）」と、同号イ(5)中「対象者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）」とあるのは「母子家庭の母等である労働者等一人につき三十五万円、その他の労働者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である労働者等一人につき四十五万円、その他の労働者一人につき四十万円）」と、同号イ(6)中「対象者一人につき七万五千円（中小企業事業主にあつては、十万円）」とあるのは「母子家庭の母等である労働者等一人につき十万五千円、その他の労働者一人につき七万五千円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である労働者等一人につき十五万円、その他の労働者一人につき十万円）」と、同号イ(7)中「対象者一人につき四十五万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である労働者等一人につき五十万円、その他の労働者一人につき四十五万円）」と、同号イ(8)中「対象者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、二十五万円）」とあるのは「母子家庭の母等である労働者等一人につき二十七万五千円、その他の労働者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、二十万円）」とあるのは「母子家庭の母等である労働者等一人につき二十五万円、その他の労働者一人につき二十万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）」とあるのは「母子家庭の母等である労働者等一人につき二十五万円、その他の労働者一人につき二十万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）」とする。

3　第一項第一号ハ(1)(vii)から(x)までの措置が、労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その雇用する有期契約労働者等の勤務地限定正社員若しくは職務限定正社員への転換又はその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の勤務地限定正社員若しくは職務限定正社員としての雇入れを実施するための制度を整備することによつて行われた場合における同項第二号イの規定の適用については、同号イ(5)中「対象者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）」とあるのは「母子家庭の母等若しくは父子家庭の父である労働者又は青少年雇用促進法第十五条の認定を受けた事業主が転換し、若しくは雇い入れた三十五歳未満の者（以下このイにおいて「母子家庭の母等である労働者等」という。）一人につき三十五万円、その他の労働者一人につき三十万円及び当該措置が実施された一の事業所につき七万五千円（中小企業事業主にあつては、十万円）」と、同号イ(6)中「対象者一人につき七万五千円（中小企業事業主にあつては、十万円）」とあるのは「母子家庭の母等である労働者等一人につき十二万五千円、その他の労働者一人につき七万五千円及び当該措置が実施された一の事業所につき七万五千円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である労働者等一人につき十五万円、その他の労働者一人につき十万円及び当該措置が実施された一の事業所につき十万円）」と、同号イ(7)中「対象者一人につき四十五万円（中小企業事業主にあつては、五十五万円）」とあるのは「母子家庭の母等である労働者等一人につき五十万円、その他の労働者一人につき四十五万円及び当該措置が実施された一の事業所につき七万五千円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である労働者等一人につき六十万円、その他の労働者一人につき五十万円及び当該措置が実施された一の事業所につき十万円）」とする。

4　第一項第一号ハ(2)(i)の措置が職務の相対的な比較を行うための手法を用いて行われた場合における同項第二号ロの規定の適用については、同号ロ(1)(i)及び(2)(ii)中「一の事業所当たり七万五千円（中小企業事業主にあつては、十万円）」とあるのは「一の事業所当たり二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、三十万円）」と、同号ロ(1)(ii)中「一の事業所当たり十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）」とあるのは「一の事業所当たり三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）」と、同号ロ(1)(iii)中「一の事業所当たり二十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）」とあるのは「一の事業所当たり三十五万円（中小企業事業主にあつては、三万円）」とあるのは「対象者一人につき二万円及び一の事業所につき十五万円（中小企業事業主にあつては、三万円及び一の事業所につき二十万円）」と、同号ロ(2)(i)中「一の事業所当たり十八万五千円（中小企業事業主にあつては、五万円）」とあるのは「一の事業所当たり十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）」と、同号ロ(2)(iii)中「一の事業所当たり二十五万円（中小企業事業主にあつては、三十五万円）」とあるのは「一の事業所当たり二十万円（中小企業事業主にあつては、一万五千円）」とあるのは「対象者一人につき一万円及び一の事業所につき二十万円（中小企業事業主にあつては、一万五千円及び一の事業所につき二十万円）」とする。